

FSC 中核的労働要求事項に関する方針

1. 児童労働の禁止

当社は法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。年少者を雇用する場合には法令が定める保護規定を順守します。

2. 強制労働の禁止

いかなる就業・雇用形態においても不当な労働を強制せず、暴力も認めません。

3. 職業と雇用における差別の排除

基本的人権を尊重し、性別、雇用形態、障がい、人種、民族、国籍、宗教、性的指向・性自認などによる差別を行いません。セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど、人権を無視する行為は行いません。

4. 結社の自由および団体交渉権の尊重

結社の自由および労使間協議を目的とした団体交渉権を尊重します。

2022年10月25日

オビサン株式会社

代表取締役社長 小嶋寛之